平成２７年（フ）第７２号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸213番地２　サウスメゾンＡ202、前住所長野県松本市石芝３丁目９番10－８号
債務者　塩入久美子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３４号
兵庫県宝塚市宝松苑１番12号　武庫山山荘一Ｃ、前住所兵庫県宝塚市中筋７丁目99番地の１　ハイツ別荘園203
債務者　大田　　司
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県宝塚市野上２丁目２番21号　106号、前住所大阪府岸和田市藤井町３丁目４番30－105号
債務者　紅葉こと　朝野　太一
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目25番８号　増田尼崎マンション202号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目７番43号
債務者　松崎　利晃
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６５号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目23番１号ルネ武庫川一番館601号、前住所兵庫県芦屋市岩園町10番16―402号
債務者　小笠原　仁
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６６号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目23番１号ルネ武庫川一番館601号、前住所兵庫県芦屋市岩園町10番16―402号
債務者　小笠原　静（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７６号
兵庫県西宮市中殿町２番３－702号
債務者　福田千代子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７７号
兵庫県西宮市中殿町２番３－702号、前住所大阪市旭区高殿６丁目23番４号　高殿ハイツ４－Ｃ
債務者　大塚　静江
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７７号
奈良県生駒市松美台44番地56
債務者　上野　哲也
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７８号
佐賀市鍋島町大字蛎久１番地　市営植木団地ＲＣ２－218
債務者　大庭　　淳
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
佐賀県武雄市北方町大字志久3356番地
債務者　西浦　麗樹
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３０号
佐賀県武雄市北方町大字志久3356番地
債務者　西浦　桃子（旧姓横石）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３０号
熊本市北区梶尾町817番地　サニーヴィレッジＢ201号、前住所熊本市北区鶴羽田２丁目11番43号　キャッスル昂鶴206号室
債務者　小山　美穂（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６号
大分県別府市天満町11番32号
債務者　管　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５３号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目５番16―302号
債務者　中村　士乃
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９号
徳島県三好市池田町マチ2285番地２、前住所徳島県三好市池田町シンマチ1387番地２
債務者　大西　隆之（旧氏名村上隆之）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
徳島地方裁判所美馬支部